第５章

量の見込みと提供体制の確保等

第５章　量の見込みと提供体制の確保等

１　第２期計画（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）の進捗状況

（１）幼児期の学校教育・保育の進捗状況（各年度４月１日時点の状況）

		令和２年度（2020）		令和３年度（2021）		令和４年度（2022）		令和５年度（2023）		令和６年度（2024）	
１号認定											
	見込み	343		335		327		319		311	
	実績値	252	（利用率）79.4％	214	（利用率）70.1％	201	（利用率）65.4％	174	（利用率）62.8％	167	（利用率）60.9％
	確保枠	317		305		307		277		274	
２号認定											
	見込み	738		731		724		716		709	
	実績値	702	（利用率）90.6％	723	（利用率）91.6％	695	（利用率）89.9％	699	（利用率）90.1％	642	（利用率）83.2％
	確保枠	774		789		773		775		771	
３号認定											
	見込み	408		403		398		393		387	
	実績値	394	（利用率）95.1％	374	（利用率）90.3％	365	（利用率）87.7％	358	（利用率）82.4％	387	（利用率）87.3％
	確保枠	414		414		416		434		443	

（２）地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（各年度３月３１日時点の状況）

事業名			令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
①利用者支援事業							
	実施箇所数	見込み	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１	母子保健型１ 特定型１
		実　績	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	母子保健型１ 特定型０	こども家庭センター型１ 基本型４
②地域子育て支援拠点事業							
	利用人数（人/月）	見込み	1,946	1,850	1,799	1,738	1,693
		実　績	1,008	883	1,097	1,370	1,354
③妊婦健康診査事業							
	利用回数（人回/年）	見込み	3,962	3,836	3,752	3,626	3,542
		実　績	3,212	3,098	2,538	2,646	2,627
④乳児家庭全戸訪問事業							
	訪問数（人/年）	見込み	283	274	268	259	253
		実　績	256	264	224	216	212

事業名				令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）
⑤養育支援訪問事業								
	訪問数（人回/年）		見込み	174	174	174	174	174
			実　績	158	146	145	121	119
⑥子育て短期支援事業								
	利用人数（人日/年）		見込み	86	86	86	86	86
			実　績	58	23	100	45	81
⑦ファミリー・サポート・センター事業								
	利用人数（人日/年）		見込み	56	54	51	49	49
			実　績	3	3	53	111	95
⑧一時預かり事業								
	利用人数（人日/年）	幼稚園	見込み	6,388	6,213	6,073	5,915	5,635
			実　績	2,799	2,828	2,561	2,273	2,793
		保育園	見込み	2,771	2,587	2,404	2,402	2,401
			実　績	1,631	1,426	1,343	1,832	1,476
⑨時間外（延長）保育事業								
	利用人数（人/月）		見込み	634	627	621	614	607
			実　績	276	273	288	432	408
⑩病児保育事業								
	利用人数（人日/年）	病児保育	見込み	1,377	1,359	1,340	1,321	1,301
			実　績	293	255	357	968	972
		病後児保育	見込み	223	220	217	214	211
			実　績	195	94	125	71	80
		体調不良児対応型	見込み	107	107	107	107	107
			実　績	96	109	105	173	95
⑪放課後児童健全育成事業								
学童保育								
	利用人数（人/年）	見込み	低学年	531	507	456	427	417
			高学年	123	110	113	114	109
		実　績	１年生	216	180	202	189	201
			２年生	166	185	156	166	154
			３年生	105	121	138	110	122
			４年生	44	58	59	84	69
			５年生	17	21	28	23	35
			６年生	6	7	11	10	15
放課後子ども教室								
	登録人数（人/年）	見込み	低学年	202	267	265	268	324
			高学年	86	105	101	126	168
		実　績		1,004	1,557	3,245	3,270	3,394
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業								
	利用人数（人/年）		見込み	3	3	3	3	3
			実　績	0	0	0	0	0

2　教育・保育提供区域

（1）音更町における教育・保育提供区域

【提供区域】基本となる提供区域は「全域を１区域」とします。

認定区分	提供区域	考え方
１号認定（３～５歳）	全域	教育・保育の区域設定については、町全域を１区域とする。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	提供区域	考え方
1　利用者支援事業 2　地域子育て支援拠点事業 3　妊婦健康診査事業 4　産後ケア事業 5　乳児家庭全戸訪問事業 6　養育支援訪問事業 7　妊婦等包括相談支援事業 8　子育て世帯訪問支援事業 9　子育て短期支援事業 10　ファミリー・サポート・センター事業 11　一時預かり事業 12　乳児等通園支援事業 13　時間外（延長）保育事業 14　病児保育事業	全域	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を１区域とする。
15　放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区を基本	現状どおり、各小学校区を基本として実施。
16　実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域	事業の特性を考慮し、町全域を１区域とする。

3　幼児教育・保育事業

計画期間における「幼児期の学校教育･保育の量の見込み（必要利用定員総数)」を定め、必要な教育･保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育･保育の利用状況（幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【保育の必要性の認定区分について】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）

①　1号認定（3歳以上、幼稚園･認定こども園を利用希望）＋2号認定（3歳以上、学校教育を利用希望）

（人）

区分		令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		142	132	125	113	108
	1号認定	107	99	93	84	80
	2号認定学校教育利用希望	35	33	32	29	28
②確保の方策		195	215	215	239	239
	特定教育･保育施設	195	215	215	239	239
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		53	83	90	126	131

（注）確認を受けない幼稚園は、施設型給付費を受けていない幼稚園

② ２号認定（３歳以上、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		697	680	677	642	639
②確保の方策		702	682	682	677	677
	特定教育･保育施設	690	670	670	665	665
	認可外保育施設	12	12	12	12	12
③過不足（②－①）		5	2	5	35	38

③ ３号認定（０歳、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		53	53	53	54	54
②確保の方策		78	78	78	79	79
	特定教育･保育施設	66	66	66	67	67
	地域型保育事業	10	10	10	10	10
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		25	25	25	25	25

④ ３号認定（１・２歳、保育園･認定こども園を利用希望） （人）

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
①必要利用定員総数（量の見込み）		337	336	334	329	326
②確保の方策		365	365	365	375	375
	特定教育･保育施設	307	307	307	317	317
	地域型保育事業	50	50	50	50	50
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
③過不足（②－①）		28	29	31	46	49

４　地域子ども・子育て支援事業

国から示される基本指針等に沿い、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

① 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【こども家庭センター型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

【基本型】（教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
確保の方策（か所）	4	4	4	4	4

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て当事者同士の交流や子育て世帯に対する相談や情報提供、その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【一般型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人回/月）	1,551	1,533	1,524	1,499	1,481
確保の方策（か所）	4	4	4	4	4

③妊婦健康診査事業

母体及び胎児の健康の確保と妊娠及び出産に係る経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人回/年）		3,066	2,982	2,954	2,912	2,870
確保の方策						
	実施体制	道内指定医療機関に委託				
	検査項目	・妊婦一般健康診査　・超音波検査				
	実施時期	・初期～妊娠 23 週：４週間に１回 ・妊娠 24～35 週：２週間に１回 ・妊娠 36 週～分娩：１週間に１回				

④産後ケア事業

出産後１年を経過しない母子に対して、心身のケアやサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		240	240	240	240	240
確保の方策						
	実施体制（人）	312	312	312	312	312

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		219	213	211	208	205
確保の方策						
	実施体制（人）	6	6	6	6	6

⑥養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		110	110	110	110	110
確保の方策						
	実施体制（人）	10	10	10	10	10

⑦妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（回）		657	639	633	624	615
確保の方策						
	実施体制（回）	690	690	690	690	690

⑧子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		80	80	80	80	80
確保の方策						
	実施体制（人）	160	160	160	160	160

⑨子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	100	100	100	100	100
確保の方策（人/年）	168	168	168	168	168
施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑩ファミリー・サポート・センター事業（就学時のみ）

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人日/年）	200	200	200	200	200
確保の方策（人日/年）	270	270	270	270	270

⑪一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		2,273	2,175	2,127	1,980	1,958
確保の方策						
	延べ人数（人日/年）	15,696	15,696	15,696	15,696	15,696
	施設数（か所）	16				

【保育園における未就園児を対象とした一時預かり事業】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）		2,725	2,643	2,603	2,485	2,455
確保の方策						
	延べ人数（人日/年）	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
	施設数（か所）	6				

※認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業における実施を含む。

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所及び幼稚園等を利用していない満３歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分		令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/月）		0	88	132	176	220
確保の方策						
	実施体制（人/月）	0	88	440	440	440

⑬時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（実人数/年）	604	592	580	568	568
確保の方策（実人数/年）	641	641	641	641	641
施設数（か所）	9	9	9	9	9

⑭病児・病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の急性期又は回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【病児保育】（病気の急性期）

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/年）	1,522	1,478	1,456	1,390	1,373
確保の方策（人/年）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
施設数（か所）	1	1	1	1	1

【病後児保育】（病気の回復期）

区分	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
量の見込み（人/年）	200	200	200	200	200
確保の方策（人/年）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
施設数（か所）	1	1	1	1	1

【体調不良時対応型】（保育中に体調不良）

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	217	217	217	217	217
確保の方策（人/年）	600	600	600	600	600
施設数（か所）	1	1	1	1	1

⑮放課後児童健全育成事業（学童保育・放課後子ども教室）

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める事業です。

【学童保育】

区分			令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人）	低学年	1 年生	195	187	163	183	156
		2 年生	195	187	178	154	174
		3 年生	156	156	150	144	125
	高学年	4 年生	102	97	101	96	92
		5 年生	57	55	59	58	57
		6 年生	19	16	15	16	16
合計			724	698	666	651	620
確保の方策							
	登録児童数（人）		749	749	778	778	778
	施設数（か所）		8				

【放課後子ども教室】

区分		令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
【低学年】量の見込み（人）		326	329	332	335	338
【高学年】量の見込み（人）		170	172	174	176	178
確保の方策						
	登録児童数（人）	535	535	535	535	535
	施設数（か所）	11	11	11	11	11
	学校と一体的に実施するか所数	11	11	11	11	11

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。

区分	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
量の見込み（人/年）	3	3	3	3	3
確保の方策（人/年）	3	3	3	3	3

※上記事業の他に、新たな課題やニーズが認められた場合については、必要に応じてこども計画の見直しを行い、柔軟に対応していきます。

5　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等の保育がきちんと担保されることや、それぞれの施設と家庭が相互補完的にこどもの育ちを支え、幼稚園・保育園等が認定こども園への移行や新設される際の受け入れ体制の整備を推進します。

1　認定こども園について

（1）認定こども園の特徴

○　就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する。
○　保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
○　保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
○　０～５歳までの異年齢のこどもたちが一緒に育つ。
○　園に通っていないこどもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

（2）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

○　幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
○　こどもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下で、この時期のこどもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
○　幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
○　環境を通して行う教育・保育を基本とし、そのねらいや内容等は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成する。

2　質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について

（1）基本的な考え方

○　こどもの育ちや子育てをめぐる環境
・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化
・共働き家庭の増加
・少子化　など

⇒

こどもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要

○　こどもの育ち

・乳幼児期の発達は、連続性を有し、一人ひとりの個人差が大きいもの

・学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成（アタッチメント）を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

⇨「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく補償される権利を有する。」
（児童福祉法第１条）

（２）推進方策

それぞれの施設や家庭が相互補完的に連携し、「こどもの育ち」を中心に子育て支援を充実させます。

○　子育て支援センター事業の充実

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実。

○　妊娠・出産期からの切れ目のない支援

こども家庭センターにおける総合相談支援の他、健診・相談・訪問等を通じ、支援体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していく。

○　親育ちの支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添った相談や適切な情報提供の実施、発達段階に応じたこどもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援。

○　こどもの育ちを支える環境整備

安全・安心な活動場所等こどもの健全な発達のための良質な環境を整えることや地域の人材活用を図る。

○　教育・保育及び子育て支援の質の確保

幼稚園教諭、保育士等こどもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図る。

3　教育・保育施設と地域の関係機関との連携について

（1）基本的な考え方

○　こども・子育て支援を行う者の相互の連携

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、こども・子育て支援を行う者の密接な連携を図る。

○　認定こども園、幼稚園及び保育園の役割（教育・保育施設の役割）

・地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者に対して保育の提供等に関する支援を行う。

・地域型保育事業を行う者は、満３歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用することができるよう、相互の連携を図る。

（2）推進方策

○　行政と教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う者の密接な連携を図るため、利用者支援事業における関係者会議等を活用する。

○　地域型保育事業を行う者は、連携施設との連絡会議や職員の合同研修を実施する。

4　認定こども園及び保育園、幼稚園、小学校との連携について

（1）基本的な考え方

○　こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。

○　小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業が利用できるように相互の連携を図る。

（2）推進方策

○　幼保小の架け橋プログラムの促進を図るため、架け橋期のカリキュラム作成に向けた取組を推進する。

○　地域における連絡会議等を活用し、小学校就学後の放課後児童健全育成事業の円滑な利用につなげる。

5　地域における特色ある取組

（1）健康及び安全

音更の魅力としての食育の推進や、食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、関係機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、こどもが発達の状況に応じ、安全のための行動を身に付けることができるように努める。

（２）特別支援教育や障がい児及び医療的ケア児の保育

障がいのあるこどもや日常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるこどもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて、こどもやその保護者に十分な情報提供を行う。

また、全てのこどもが日常の生活を通じて活動を共にすることができるよう配慮し、発達・発育状況を問わず、この時期のこどもに必要な生活体験を提供できるよう努める。

さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がいの受容につなげ、その後の円滑な支援を図る。

（３）家庭や地域社会との連携

様々なこどもとその保護者の生活が充実するよう、ＰＴＡ活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめとする幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用して地域全体でこどもの健やかな育ちを支える。